

平成24年11月13日 第2回 定例会

北河内4市リサイクル施設組合議会会議録

平成24年11月13日（火）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

議 事 日 程

平成24年11月13日（火）午後2時開会
北河内4市リサイクル施設組合議会平成24年第2回定例会

日 程	事件番号	事 件 名	
1	—	議席の指定	
2	—	会期の決定	
3	議 案 第 3 号	平成24年度北河内4市リサイクル施設組合補 正予算（第1号）	
4	認 定 第 1 号	平成23年度北河内4市リサイクル施設組合歳 入歳出決算認定	
5	—	一般質問	

北河内4市リサイクル施設組合議会平成24年第2回定例会会議録

1. 開 会 平成24年11月13日 午後2時00分から

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (13名)

(議 席)	1 番	手塚 隆寛	(枚方市議会)
	2 番	清水 薫	(")
	3 番	山口 勤	(")
	4 番	松浦 幸夫	(")
	5 番	八尾 善之	(")
	6 番	廣岡 芳樹	(寝屋川市議会)
	7 番	池添 義春	(")
	8 番	上田 健二	(")
	9 番	中谷 光夫	(")
	10 番	山下 幸恵	(四條畷市議会)
	11 番	大川 泰生	(")
	12 番	坂野 光雄	(交野市議会)
	13 番	三浦美代子	(")

1. 地方自治法第121条による出席者

管理者代理	太田 潤	(寝屋川市副市長)
副管理者	竹内 脩	(枚方市長)
副管理者代理	大井 俊道	(四條畷市長職務代理者 四條畷市副市長)
副管理者	中田 仁公	(交野市長)
会計管理者	積岡 辰二	(寝屋川市会計管理者)
事務局長	高田 哲治	(兼務)
課長代理	丹路 正己	
係長	岡本 次男	(兼務)
係長	梨木 直貴	(兼務)
係長	川田 浩司	(兼務)
主査	重岡 彰	

1. 同席者

関係構成4市（寝屋川市）	理事兼環境部長	柴田 宣雄
	環境部次長（広域リサイクル事業担当 兼ごみ減量推進課担当）	
	ごみ減量推進課長	辻 康明
（枚方市）	環境事業部長	岩田 勝成
	減量総務課長	森澤 可幸
（四條畷市）	まちづくり部	
	生活環境担当部長	響野 豊
	まちづくり部副参事	
	兼生活環境課長	西尾 佳岐
（交野市）	環境部長	青山 勉
	環境部次長	
	兼環境事業所長	谷辻 和彦

1. 議会事務局職員出席者

事務局長	高田 哲治（兼務）
組合議会事務員	森元 利彦
係長	岡本 次男（兼務）
係長	梨木 直貴（兼務）
係長	川田 浩司（兼務）

北河内4市リサイクル施設組合議会平成24年第2回定例会会議録目次
(平成24年11月13日)

開議（午後2時00分）	1
出席状況の報告	1
松浦幸夫議長の開会宣言	1
竹内脩副管理者の開会のあいさつ	1
会議録署名議員指定（上田健二議員と山下幸恵議員）	1
議席の指定	1
会期の決定	2
諸般の報告	
（平成24年7月27日から平成24年11月12日までの諸会議の報告）	2
議案第3号 平成24年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第1号）	2
丹路正己課長代理の提案理由説明	2
6番 廣岡芳樹議員の質疑	3
1 再商品化合理化拠出金について	
高田哲治事務局長の答弁	4
廣岡芳樹議員の再質問	4
高田哲治事務局長の答弁	4
廣岡芳樹議員の再々質問	4
高田哲治事務局長の答弁	5
9番 中谷光夫議員の質疑	5
1 再商品化合理化拠出金収入と同分配金について	
高田哲治事務局長の答弁	5
中谷光夫議員の再質問	6
高田哲治事務局長の答弁	6
中谷光夫議員の再々質問	6
高田哲治事務局長の答弁	7
議案第3号採決	7
認定第1号 平成23年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定	7

丹路正己課長代理の提案理由説明	7
6 番 廣岡芳樹議員の質疑	10
1 歳入について	
①各市共通経費のうち人件費分の額及び積算根拠について	
2 雑入について	
①ペットボトル有償入札拠出金収入について	
3 歳出：一般管理費について	
①派遣人件費について	
②職員派遣について	
4 リサイクル施設費：委託料について	
①運転管理等業務委託の詳細について	
②分別基準適合物再商品化業務委託の詳細について	
5 予備費の充当先及び金額・充当理由について	
高田哲治事務局長の答弁	11
廣岡芳樹議員の再質問	12
高田哲治事務局長の答弁	13
廣岡芳樹議員の再々質問	14
9 番 中谷光夫議員の質疑	14
1 歳入	
①ペットボトル有償入札拠出金収入について	
2 歳出	
①総務費 原因裁定申請に要した事務費について	
②総務費 印刷費について	
③衛生費 各種委託料について	
(1) 分別基準適合物再商品化委託について	
(2) 環境調査委託について	
ア 有害大気汚染物質測定業務委託について	
イ TVOC検討分析調査業務委託について	
3 主要な施策の成果	
①施設稼働状況について	

高田哲治事務局長の答弁	17
中谷光夫議員の再質問	18
高田哲治事務局長の答弁	20
中谷光夫議員の再々質問	20
12番 坂野光雄議員の質疑	20
1 原因裁定申請に係る意見書執筆依頼について	
2 原因裁定申請に係る委託料について	
3 公害等調整委員会への対応	
高田哲治事務局長の答弁	21
坂野光雄議員の再質問	22
高田哲治事務局長の答弁	22
坂野光雄議員の再々質問	22
高田哲治事務局長の答弁	22
9番 中谷光夫議員の反対討論	23
12番 坂野光雄議員の反対討論	23
認定第1号採決	24
一般質問	24
6番 廣岡芳樹議員の一般質問	24
1 換気設備及び排気浄化用活性炭の処分仕様について	
①使用後活性炭の処理方法について	
2 第二京阪道路事業との環境影響対応について	
3 北河内4市リサイクルプラザ施設総合管理委託及び運転管理等業務委託に係る執行状況及び議会への報告について	
4 公害等調整委員会について	
①会議は公開で実施されるのか	
②管理者及び副管理者は議論しているのか	
高田哲治事務局長の答弁	25
廣岡芳樹議員の再質問	25
高田哲治事務局長の答弁	26
9番 中谷光夫議員の一般質問	27

1	健康被害について	
2	容器包装プラスチックのリサイクルのあり方について	
3	施設の安全性について	
	高田哲治事務局長の答弁	29
	中谷光夫議員の再質問	30
	高田哲治事務局長の答弁	31
	中谷光夫議員の再々質問	32
12番	坂野光雄議員の一般質問	32
	1 健康被害について	
	①健康被害の訴えを聞く場を設定すること	
	②交野市の星田西・星田山手地域を中心として、市民の健康調査アンケートを実施すること	
	高田哲治事務局長の答弁	33
	坂野光雄議員の再質問	33
	高田哲治事務局長の答弁	34
	坂野光雄議員の再々質問	34
	竹内脩副管理者のお礼のあいさつ	35
	松浦幸夫議長の閉会のあいさつ	35
	閉会（午後3時58分）	
	地方自治法第123条第2項の規定により署名	
	付議事件一覧表	

(午後 2 時 00 分 開会)

○議長 (松浦 幸夫君) 本日は何かとご多忙な中をお集まりいただき、ありがとうございます。開会に先立ち、事務局長に議員の出席状況を報告させます。高田事務局長。

○事務局長(高田 哲治君) 本日の会議のただいまの出席議員は 13 名でございます。以上で報告を終わります。

○議長 (松浦 幸夫君) ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 24 年第 2 回定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

開会に際し、副管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、これをお受けします。竹内副管理者。

○副管理者(竹内 脩君) 本日、平成 24 年第 2 回北河内 4 市リサイクル施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、管理者の馬場市長が欠席させていただいておりますので、せんえつながら私のほうから開会にあたりましてのご挨拶をさせていただきます。

さて、この夏の節電につきましては、本組合といたしましても、空調設備の温度管理や事務室での消灯など、施設の安全な運営に支障がない範囲で取り組んでまいりました結果、7 月・8 月の電気使用量は 2 年前の同時期に比べ約 24.8%削減することができました。この冬も引き続き、節電対策への取り組みを進めてまいりますので、議員各位にはご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

さて、本日予定いたしております案件は、補正予算 1 件、平成 23 年度決算認定 1 件の合計 2 件でございます。

各案件の内容につきましては、上程の際、ご説明を申し上げますので、議員各位におかれましては慎重ご審議をいただき、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 (松浦 幸夫君) 次に本定例会の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、上田健二議員と山下幸恵議員の 2 名を指名します。

日程第 1、議席の指定を行います。このたび新たに組合議会議員となられた交野市

派遣議員の坂野光雄議員に 12 番の議席を、三浦美代子議員に 13 番の議席を指定します。なお、配席表は配布しているとおりで。

日程第 2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松浦 幸夫君) ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日 1 日と決定しました。

この際、諸般の報告をします。平成 24 年 7 月 27 日から平成 24 年 11 月 12 日までの諸会議の報告につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりです。ご了承いただきますよう、よろしく願いをいたします。

日程第 3、議案第 3 号 平成 24 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算(第 1 号)を議題とします。理事者より提案理由の説明をさせます。丹路課長代理。

○課長代理(丹路 正己君) ただいま上程いただきました議案第 3 号 平成 24 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算(第 1 号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。別冊の補正予算書 1 ページをお開き願います。

平成 24 年度北河内 4 市リサイクル施設組合の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2503 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 5491 万円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは以下、内容につきましてご説明を申し上げます。

まず歳入からご説明をさせていただきます。4 ページ、5 ページをお開き願います。また、併せまして参考資料の 1 ページ、平成 24 年度補正予算(第 1 号)の内訳書をご参照願います。

4 款 諸収入、2 項 雑入、1 目 雑入、補正額 2503 万 9000 円につきましては、再商品化合理化拠出金収入でございます。「再商品化合理化拠出金制度」につきましては、平成 18 年公布の改正容器包装リサイクル法に新設されました「市町村に対する金銭の支払」条項により、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から支払われたものでございまして、事業者や市町村、消費者が連携し、社会全体としてリサイクル(再商

品化)の合理化・効率化に取り組むという考えに基づき、効率化が図られた場合には、その成果を事業者から市町村へ抛出するという仕組みでございます。平成23年度再商品化合理化抛出金の全国の総額及び北河内4市リサイクル施設組合への配分額の算出内訳は、参考資料(議案第3号関係)のとおりでございます。

続きまして歳出についてご説明を申し上げます。次の6ページ、7ページをお開き願います。

3款 衛生費、1項 清掃費、1目 リサイクル施設費、補正額2503万9000円につきましては、再商品化合理化抛出金分配金でございます。再商品化合理化抛出金収入を組合規約による経費率に基づき、構成4市へ分配するものでございます。内訳といたしましては、枚方市が1228万7765円、寝屋川市が770万5440円、四條畷市が224万4227円、交野市が280万1366円でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(松浦 幸夫君) これから質疑に入ります。なお、会議規則によりいずれの質疑も質疑の回数は3回を超えることはできません。また、質疑は議題外に及ぶことのないように念のためお知らせします。

順次、質疑を許します。まず、通告に従い、廣岡議員の質疑を許します。6番、廣岡議員。

○6番(廣岡 芳樹君) 寝屋川市議会の廣岡でございます。よろしくお願いたします。

ただいま議案第3号 平成24年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算(第1号)についてご説明をいただきましたので、通告に従いまして質疑を行います。久しぶりの当議会議員ですので、昨年度は副議長をさせていただきましたが、質疑を行うのは久しぶりですので、的を射てないこともあるかも分かりませんが、その辺はよろしくご対処のほうをお願いいたします。

この補正予算ですが、まず歳入では再商品化合理化抛出金収入の補正、そして歳出は同抛出金分配金の補正が計上されておりますが、平成21年度、22年度の実績額の同抛出金額に比較しまして大きな減額となっております。同じような内容で昨年度の平成23年度の補正予算も計上されておりましたが、その時に幹事会におきまして詳細な資料が必要であろうと指摘がありまして、追加資料として本年度は本議案の説明として、昨年度追加資料として提出されたものが提出されておるということで理解をし

ておきます。その提出されておる資料を昨年度と本年度と比較していろいろと検討いたしますと、積算に用いる想定単価が直近3年間の再商品化実績単価の平均値で3年間固定されておるということで、平成23年度から変更になったと。23年度分の拠出金から変更になったと理解いたします。これが本補正予算の計上額になっておるんですが、そこで伺うんですが、平成22年度と23年度のペットボトル、プラスチック製容器包装に係る想定額算出基礎額について詳細にご説明をお願いいたします。

○議長（松浦 幸夫君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） ペットボトル及びプラスチック製容器包装の合理化拠出金に係る想定額については、その算出根拠である想定単価が、平成20年度から3か年は平成17年度から19年度における容リ協での再商品化費用の平均単価となっております。平成23年度からの3か年は平成20年度から平成22年度の平均単価となっております。

この想定単価にそれぞれの年度の想定量を乗じたものが拠出金の原資である想定額でございますが、ペットボトルについては平成22年度9億5410万4945円、平成23年度4億1172万5746円であり、プラスチック製容器包装については平成22年度527億5070万8355円、平成23年度385億7133万6840円でございます。

また、想定単価の減少理由については、再商品化事業者の設備整備等が一定完了している。リサイクルに係る技術が向上したため、人件費等が削減できている、等が考えられます。以上でございます。

○議長（松浦 幸夫君） 廣岡議員。

○6番（廣岡 芳樹君） 昨年度の資料に基づいて今ご説明をいただいたんですけど、想定額が想定単価×想定量である。それぞれ前3年度分の平均単価を用いておるということは理解できたんです。そしたら想定単価について今ご説明をちょっと聞き漏らしたんか知りませんが、想定単価について教えていただきたい。2回目の質問です。

○議長（松浦 幸夫君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 想定単価についてご説明させていただきます。想定単価は直近3か年の再商品化実績単価の平均値で、これが3年間固定のものでございます。この再商品化実績単価につきましては、協会経費を除いた再商品化業者への支払実績単価でございます。以上でございます。

○議長（松浦 幸夫君） 廣岡議員。

○6番（廣岡 芳樹君） もう3回目になってしまいました。その想定単価は幾らな

んでしょうか。定量的にお答えください。これで終わりますけど。

○議長（松浦 幸夫君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 想定単価でございますが、平成20年度から22年度の想定単価、つまり平成17年から19年度の平均値でございますが、9万4658円、そして平成23年度から25年度の想定単価は、これは平成20年から22年度の平均値でございますが、7万510円でございます。以上でございます。

○議長（松浦 幸夫君） これにて廣岡議員の質疑を終結します。

次に、通告に従い、中谷議員の質疑を許します。中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） 私も同じように再商品化合理化拠出金収入と同分配金について質問するわけですが、廣岡議員の質問を踏まえてお聞きをしたいというふうに思います。

まず、品質基準に基づく配分額2308万4658円、低減額貢献に基づく配分額195万4140円、合計2503万8798円となっていますね。この2年間を見ると、2010年度は1億7801万7077円、2011年度は1億5282万2904円だったのが、今回は激減して2503万8798円と、こうなっているんですけれども、先ほど来、想定単価のお話がありましたが、これ前年度の例えば品質基準に基づく配分額、それから低減額貢献度に基づく配分額、これと昨年度決算というんですか、との違いはどうか。具体的に想定単価、想定量含めてお答えいただきたいと思うんですが、先ほど7万510円というふうにおっしゃった想定単価というのは、例えば低減額貢献度で見ると材料リサイクルのところに書かれていますよね。ところが配分されてきたものはコークス炉化学原料化というところの金額になっています。そういう意味では4万3188円というこの単価は、その前と比べてどう変化をしているのか。そういった説明をいただきたいと思います。

それからもう一つ、これまでも意見として求めてきたんですけれども、使い方の問題ですが、施設周辺住民が健康被害を訴えていることに対して、健康被害の実態を掴む調査などに使うという考え方もあってもしかるべきじゃないかというふうに思いますが、そうした検討は行われてきたんでしょうか。これも答弁を求めます。

○議長（松浦 幸夫君） 理事者から答弁をさせます。高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 再商品化合理化拠出金額が下がった理由は、その積算根拠である想定額が現に要した費用に近似したことにより、拠出金となる金額が減少したことによるものでございます。

次に、再商品化合理化拠出金収入を健康調査に使うことについては、本施設から人

の健康に悪影響を及ぼすような物質が排出されていないことから、実施いたしません。
以上でございます。

○議長（松浦 幸夫君） 中谷議員。

○9 番（中谷 光夫君） そんな答弁では困るんですよ。私が聞いた質問、きちんと聞いてますか。このコークス炉化学原料化の想定単価 4 万 3188 円が従来とどう違ったのかと聞いておるのに、そんな答弁じゃ答弁になってないじゃないですか。こんなことで 3 回という制限加えられたら困りますよ。もう一度きちっとお願いしたいと思えますし、検討を健康調査のためには行ってないということですけども、行ってない理由はどこにあるのか、これも併せてご答弁願います。

○議長（松浦 幸夫君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） ただいまのご質問でございますが、想定単価といたしましては 7 万 510 円という額がこの間の想定単価でございます。今、議員のご質問の中で 4 万なにがしという値段があったかと思いますが、ちょっとその額につきましては今回我々のほうからお渡しした資料の中には入っていなかったかなと思いますが。

○議長（松浦 幸夫君） 中谷議員。

○9 番（中谷 光夫君） いや、あのね、皆さんが私たちに送っていただいた資料の中で、平成 23 年度再商品化合理化拠出金のお支払いについてというその後ろですね。算出総括表があり、品質基準に基づく拠出金配分額の明細書があり、一番最後に確か低減額貢献度に基づく配分額の明細書があったかと思うんですが、おっしゃる 7 万 510 円のところは、これ 0 円になっているでしょう。0 円ということは、これ入ってこないということですよ。ところがペットボトルについては有償ということもあるんでしょうけども、18 万 629 円の収入があったとなっています。そしてコークス炉化学原料化、先ほど来申し上げてますけども、そこを見ていただいたら、前の金額多分変わらないというふうに思うんですが、11 億 4652 万 5090 円×（4 万 3188 円、トン当たり×145 万 7804kg）－5633 万 953 円、分母が 4 兆 2852 億 5951 万 8974 円ということで、これ 177 万 3511 円という、これは低減額貢献度のほうですけどね。品質基準額のほうは前のほうに書いてますのであれですけども、これはあれですか、想定単価というふうには考えない額なんですか、4 万 3188 円というの。ちょっとこの説明がさっきの 7 万 510 円との関係でよく分からないものだから、改めてよく分かるように、もう 3 回目ですけども、説明をお願いしたいと思います。

○議長（松浦 幸夫君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 今のご質問の関係でございます。この想定額につきましては、例えば瓶であるとかペットボトル、また紙製容器包装、そういった物質、物によりまして想定額というのは決まっています。また、容器包装に関しましては、材料リサイクルや、また合成ガス化とかコークス炉化学原料化というようなそういった手法ですね。そういったものによりまして、再生商品化手法によっても違ってくるものでございますから、それぞれで先ほど私が説明させていただいたような計算式を用いて出された額が先ほど言いました材料リサイクルについては7万510円であり、議員がおっしゃっておられるコークス炉化学原料化については4万3188円というものが求められてきます。

例えばですね、コークス炉化学原料化につきましては、平成20年から22年度想定単価は6万2499円、23年から25年の想定単価といたしましてはコークス炉化学原料化4万3188円というものでございます。先ほども言いましたように、そういった手法によって変わってくるものでございます。

○議長（松浦 幸夫君） これにて中谷議員の質疑を終結します。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松浦 幸夫君） これをもって質疑を終結します。

これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松浦 幸夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を起立により採決します。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（松浦 幸夫君） 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、認定第1号 平成23年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定を議題とします。理事者から提案理由の説明をさせます。丹路課長代理。

○課長代理（丹路 正己君） ただいま上程いただきました認定第1号 平成23年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の1ページをお開き願います。

本決算認定は、地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、認定に付するものでございます。

それではお手元の歳入歳出決算書に基づきまして順次ご説明を申し上げます。恐れ入りますが、決算書の 22 ページ、実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入総額は 5 億 6800 万 3000 円でございます。一方、歳出総額は 5 億 4071 万 7000 円でございます。その結果、歳入歳出差引額は 2728 万 6000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 2728 万 6000 円となり、同額を翌年度へ繰り越しまして、平成 23 年度決算を終了させていただいた次第でございます。

ご参考までに、現計予算額に対する執行率は、歳入で 97.2%、歳出で 92.6%となっております。

恐れ入りますが、7 ページにお戻り願います。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書によりまして主な決算内容についてご説明申し上げます。

8 ページ、9 ページをお開き願います。

初めに歳入でございますが、1 款 分担金及び負担金、収入済額 3 億 5616 万 1547 円、内訳といたしましては枚方市負担金 1 億 6231 万 99 円、寝屋川市負担金 1 億 644 万 194 円、四條畷市負担金 4029 万 3916 円、交野市負担金 4711 万 7338 円でございます。

次のページ、10 ページ、11 ページをお開き願います。

2 款 使用料及び手数料につきましては収入済額 38 万 5100 円、内訳といたしましては自動販売機設置使用料でございます。

続きまして、3 款 財産収入につきましては収入済額が 0 円でございます。

続きまして、4 款 諸収入、収入済額 1 億 8545 万 2909 円、内容につきましては目ごとにご説明申し上げます。

1 項 組合預金利子、1 目 組合預金利子、収入済額 3 万 277 円、組合預金利子でございます。

2 項 雑入、1 目 雑入、収入済額 1 億 8542 万 2632 円、内容といたしましてはペットボトル有償入札抛出金収入 3251 万 1535 円、再商品化合理化抛出金収入 1 億 5282 万 2904 円、北河内 4 市リサイクルプラザ内に設置している自動販売機の行政財産目的外使用に係る光熱水費の雑入 8 万 8193 円でございます。

次のページ、12 ページ、13 ページをお開き願います。

5 款 繰越金、収入済額 2600 万 3402 円につきましては、前年度繰越金で、内容といたしましては平成 22 年度決算剰余金でございます。

歳入合計といたしましては、収入済額 5 億 6800 万 2958 円でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。14 ページ、15 ページをお開き願います。

1 款 議会費、予算現額 301 万 5000 円、支出済額 204 万 6162 円、主な内容といたしましては議員報酬 184 万 459 円、会議録作製に伴います筆耕翻訳料 12 万 3899 円などでございます。

2 款 総務費、予算現額 6024 万 3460 円、支出済額 5991 万 5707 円、内容につきましては目ごとにご説明申し上げます。

1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、予算現額 5995 万 1460 円、支出済額 5974 万 3049 円、主な内容といたしましては特別職報酬が 71 万 4000 円。次のページ、16 ページ、17 ページをお開き願います。需用費・例規集追録作製などの印刷製本費 47 万 862 円、役務費・電話料 36 万 9508 円、施設総合管理や機械警備などの委託料 625 万 3443 円、コピー・ファックスなどの使用料 30 万 9485 円、派遣職員人件費負担金 4901 万 2937 円などでございます。

2 目 公平委員会費、予算現額 4 万 9000 円につきましては、支出済額が 0 円で、全額不用額でございます。

2 項 監査委員費、1 目 監査委員費、予算現額 24 万 3000 円、支出済額 17 万 2658 円、内容といたしましては監査委員報酬でございます。

次のページ、18 ページ、19 ページをお開き願います。

3 款 衛生費、予算現額 4 億 423 万 5000 円、支出済額 3 億 7124 万 4595 円、主な内容といたしましては、需用費・光熱水費 1529 万 7030 円、リサイクルプラザの定期補修や圧縮梱包機などの修繕料 646 万 9501 円、運転管理等業務やプラスチック製容器包装再商品化業務などの委託料 1 億 8156 万 9240 円、構成 4 市への交付金、再商品化合理化拠出金分配金が 1 億 5282 万 2904 円などでございます。

次のページ、20 ページ、21 ページをお開き願います。

4 款 公債費、予算現額 1 億 784 万 7000 円、支出済額 1 億 751 万 599 円、内容につきましては目ごとにご説明申し上げます。

1 項 公債費、1 目 元金、予算現額 9279 万 4000 円、支出済額 9279 万 3680 円、内

容といたしましては償還金でございます。

2目 利子、予算現額 1505 万 3000 円、支出済額 1471 万 6919 円、内容といたしましては利子及び割引料でございます。

歳出合計といたしましては予算現額 5 億 8415 万 7000 円、支出済額 5 億 4071 万 7063 円でございます。

続きまして、23 ページ以降の財産に関する調書につきましてご説明申し上げます。24 ページをお開き願います。

1 の公有財産につきましては、土地・建物ともに平成 23 年度中の増減はございません。

また、2 の物品につきましても、平成 23 年度中の増減はございません。

以上、簡単な説明ではございますが、平成 23 年度北河内 4 市リサイクル施設組合歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

添付いたしております決算に関する主要な施策の成果及び決算審査意見書をご参照賜りまして、ご審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦 幸夫君） 順次、質疑を許します。まず、通告に従い、廣岡議員の質疑を許します。廣岡議員。

○6 番（廣岡 芳樹君） それでは認定第 1 号 平成 23 年度北河内 4 市リサイクル施設組合歳入歳出決算の認定についてご説明をいただきましたので、通告に従いまして質疑を行います。

まず歳入からお伺いをいたします。1 点目、負担金についてお伺いいたします。各市負担金のうち各市共通経費が計上されています。そのうち人件費分の額及び積算根拠の詳細についてお答えをください。

2 点目、24 年度の当初予算が計上された時にも若干質疑があったんですけども、ペットボトル有償入札拠出金収入についてお伺いしたいんですが、予算額が 500 万円です。決算額が 3251 万 1535 円となっております。決算額の根拠について詳細にご説明をお願いします。予算と決算の乖離が大きいということで、ご質問をいたすものでございます。

次に歳出について質疑をいたします。3 点目、2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費の中で負担金、補助及び交付金のうち派遣人件費についてお伺いいたします。本組合の一般職員については構成各市から派遣されておりまして、その給与等の人件費は各市がそれぞれ各市の基準に基づいて支給をしております。したがって本組合には職員の給与条例は制定をされておられません。そこで伺うんですが、負担金

の内訳として各市に対しての支出額をお示しください。なお、個人が特定できるかも分からない場合がありますので、その時はその旨配慮した答弁で結構でございます。

4点目、3款 衛生費、1項 清掃費、1目 リサイクル施設費について、その中の委託料についてお伺いをいたします。運転管理業務委託が掲載をされております。その詳細、契約執行の方法、入札内容、決算額の算出根拠あるいは契約履行の方法確認等についてお伺いをいたします。

その中でも二つ目、分別基準適合物再商品化業務委託の詳細について、再商品化を目的に引き渡した廃プラスチックについて、その後の追跡調査等についてどのようにされておられるのか、見解をお伺いいたします。

5点目、予備費については、118万3460円が、一応予備費がどこかに充当されておるといことなんですが、その充当先及び金額、金額は分かりますね。金額と言いますか、詳細な金額、それとその予備費を充当した理由についてお伺いをいたします。

以上、1回目の質疑といたします。

○議長（松浦 幸夫君） 理事者から答弁させます。高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 廣岡議員のご質問に順次お答えいたします。

人件費の額につきましては、平成23年度決算で4901万2937円でございます。

また、その積算根拠は、派遣職員の給与額の総和でございます。

なお、負担割合については、北河内4市リサイクル施設組合同規約第14条第1項第3号の規定により均等割となっております。

次に、ペットボトル有償入札拠出金収入の3251万1535円の算定方法につきましては、本組合のペットボトルに係る再商品化事業者の落札単価に、協会へ引き渡した量に乗じた後、全国の保管施設における同有償金額の総和に乗じた額が拠出金額となりまして、そこから振込手数料を引いた金額が実収入額となっております。

次に、各市の派遣職員人件費につきましては、枚方市と交野市派遣職員2名分1747万3317万円、寝屋川市派遣職員4名分3153万9620円となっております。

派遣職員につきましては、組合設立当時、構成4市において派遣人数等について議論された結果、現在の人員体制となっております。今後、各市との協議により、派遣人数も変わってくる可能性はあると考えられます。

次に、リサイクル施設費の委託料について順次お答えいたします。運転管理等業務委託につきましては、総合評価制限付き指名競争入札により入札を実施し、契約履行の確認方法については、当組合が管理する処理量と毎月末に受託業者から提出される

完了届により処理量を照合し、その処理量に処理単価を乗じた額が毎月の支払額となっております。

次に、再商品化を目的に引き渡した廃プラスチックに係る追跡調査については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会において適正に調査されているものと判断しており、本組合といたしましては追跡調査を実施しておりません。

次に、予備費 118 万 3460 円の充当先及び充当理由につきましては、公害等調整委員会に係る原因裁定申請に要した経費として、学識経験者の意見書執筆謝礼 15 万円、弁護士旅費 12 万 4400 円、原因裁定申請事件の訴訟委任に係る着手金 41 万 2043 円、非常勤職員費用弁償 6 万 1080 円でございます。また、派遣職員人件費追加として 43 万 5937 円となっております。以上でございます。

○議長（松浦 幸夫君） 廣岡議員。

○6 番（廣岡 芳樹君） ご答弁ありがとうございました。負担金のうち人件費分約 4900 万なにがしを負担していただいている。歳出の人件費総額も 4900 万になるんですけども、いみじくも局長が答弁の中でおっしゃったように、設立当時の人員配置については設立当時に協議をされたというご答弁があったんです。今ご答弁あった中で寝屋川市 4 人分、それと枚方市、交野市それぞれ各 1 名あり、今 6 人の職員がおられる。具体的に言ったら四條畷市さんの職員が、派遣がないということなんですね。実は昨年度いろいろと不都合がありまして、副議長である私がかかなり厳しく指摘した。そういうことも職員が派遣されておらないところから起こってくるんじゃないかと思うんですね。実は我々寝屋川市からは 4 人派遣させていただいておりますが、結果的にはその人件費分を各市さんで負担していただいで寝屋川市に負担金としていただいでおるところなんです、やはりこういう一部事務組合では設立構成 4 市からそれぞれ職員を派遣するべきじゃないかと私は思うんです。やはり連絡調整等ひとつとってみても、自分とこの出身母体の市とやりとりをするというのはやりやすいものだと思います。ですから何で寝屋川市が 4 人で、あと 1 人、1 人、そういう議論は今はいたしません。ただ、各構成市からせめて 1 人の職員は派遣をしていただいたほうがいいんじゃないかと、こういう決算、まあ決算からではないんですが、決算数値に四條畷市さんの派遣数値が出てこないということで、そういう感覚を持っておるんですけども、そういうところについてどうお考えなのか。今後ですね。今年はまだこういう確定しておりますので、ただ、これは例規集にはそういうことは載っておりません。派遣職員数は 9 人という条例定数がありますのでね。そういうことはいいです。それ

はまたご協議をいただきたい。どういう感覚を持っておられるか、ちょっとその辺をお聞きしたいのと、それから契約履行の方法をお伺いしました。運転管理業務委託の詳細について、契約履行の方法、それは完了届と処理量を照合したということなんです、これもうちちょっと具体的にお願いをしたい。

それと廃プラスチックの追跡調査は適正に処理されているというのは、適正に処理されているというのはどこで判断したんか、もう少し詳しくお答えをお願いします。

それと予備費の充当先について、公調委に対する意見書の作成にかなりの費用を入れられた。その意見書については、私はちょっとお目にかかったことはないんですけども、それは我々議会に対してどういうふうなお示しをいただけるかどうかというのをまずお聞かせください。

これで2回目の質問を終わります。

○議長（松浦 幸夫君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） まず、四條畷市からの派遣がないことをございます。業務支障というところをございます、我々といたしましては定期的に構成4市間で部課長会等を開催し、キャッチボール、綿密に意見交換をしておるところをございます。そういったところで我々の意思疎通を図っているといったところをございます。

次に、運転管理等業務委託の関係で処理量の照合の仕方ということをございます。これは、1点はクレーンで廃プラスチックを掴み上げます。それによって処理量というのがそのトータルによって出てくるわけですが、それが伝票として出てきます。それと毎月末に受託業者が持ち運んできますデータですね。そのデータを照合しているというようなところをございます。

容り協での追跡調査というところをございますが、協会のホームページにも記載されております再商品化費用支払いのしくみというのがございまして、「再商品化製品利用事業者（販売先）の受領書や再生処理事業者の計量票等を照合し確認した上で費用の支払いを行っています。」というふうにホームページのほうに書かれておりますので、こういったところからも確認はできるのかなというふうに考えております。

公害等調整委員会の関係の意見書のございます。大学の先生3人に意見書を書いていただいたというところをございますが、それは大気環境であるとか有機化学、それと環境医学といったところの専門家に執筆依頼をし、執筆をしていただいたといったところをございます。

意見書の内容につきましては、もちろん議員の皆様方に例えばコピーをしてお渡し

するという事は可能でございます。と言いますのは、公害等調整委員会のその資料となっているものでございまして、ということでございます。

○議長（松浦 幸夫君） 廣岡議員。

○6番（廣岡 芳樹君） それでは3回目の質問をいたします。職員の派遣については、一部事務組合である以上はすべての構成市から派遣をされるべきじゃないかということをお私に思っています。この件については管理者、副管理者ですね、ご協議をいただきたい。ここで決められるわけではないので、事務局長答弁で決められるわけではありませんので、今後、管理者、副管理者の間でご協議をいただいて、寝屋川市から、寝屋川市は結果的には財源的には多くをちょうだいしておるんですが、特定財源みたいな形でここから4人分の給料をいただいておるということなんですが、どことも職員の削減をしております。正職員、大事な大事な正職員、どことも一緒です。ですから市のほうでも活用というか、しっかり働いていただきたいと思っておりますので、こういう質問をさせていただきましたので、今後よろしくお願いをします。

それと意見書については可能やということなんで、できればまた我々にも写し等配付のほうをお願いをいたしまして、私の質疑を終わります。

○議長（松浦 幸夫君） これにて廣岡議員の質疑を終結します。

次に、通告に従い、中谷議員の質疑を許します。中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） 認定第1号 2011年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定について順次質問したいと思うんですが、私達も十分知っているということでありませぬので、質問そのものが不十分かも分かりませんが、ひとつ的確なご答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

最初に、今、廣岡議員が質問されたことに関連して予備費のところですね、これ流用増減ということで118万3460円の流用となっているんですが、こういった際には支出済額のほうには通常記載をしないということでもいいのかどうか。ちょっとこれが私も素人ですから分からないものですからお聞きしたいのと、先ほどちょっと早口の答弁で分からなかったものから、118万3460円の詳細な内訳をもう一度ゆっくりとこちらが書ける程度に、再度えらい申し訳ないですけど、ご説明願えたらというふうにお思ひます。

それでは歳入について通告順に質問します。ペットボトルの有償入札拠出金収入が前年度に比べて倍近くになっていますね。この落札の仕組みというんですか、どんなふうな経過でどの業者に落札をしたのか。この金額の違いがなぜ倍近く出てくるのか。

単価量とその扱う量によってということになるかもしれませんが、少し分かるような説明を求めたいと思います。

続いて歳出についてですけれども、総務費の関係ですね。原因裁定申請に要した事務費ということで、意見書執筆謝礼 15 万円出ているんですが、これは近藤先生や中室先生、圓藤先生の 3 人分だと思うんですが、それぞれの先生の執筆謝礼の内訳金額、もし異なっておれば明らかにしてください。

それから先ほどこよっと答弁ありましたけれども、私のほうからもそれぞれの執筆者への依頼内容と目的を明らかにしてほしいと思います。

それから次に、委託料 53 万 7400 円というのが俵法律事務所への着手金と旅費ということでお聞きをしていますけれども、委託内容ですね。どういった内容の委託内容になっているのか。これも明らかにしてください。

次に印刷費についてお聞きします。一つ目ですが、例規集の追録作製に要した経費が 33 万 9612 円になっています。追録したページ数は何枚なのか。また、何部作製したのか。1 部当たりの単価は幾らなのか。

それからこの契約の方法ですね。随意契約なのか、あるいは競争入札等をされたのか。その契約方法についてもお聞きをしたいというふうに思います。

続いて、北河内 4 市リサイクルプラザの案内パンフレット作製に要した経費ですけれども、13 万 1250 円。これ何部印刷したのか。パンフレットのページ数及び 1 部当たりの単価は幾らか、ということをお聞きしたいと思います。

次に衛生費です。各種委託料についてですけれども、一つ目は分別基準適合物再商品化委託 511 万 3836 円というのが、これ財団法人日本容器包装リサイクル協会への負担金になるということ聞いていますけれども、その負担額割合は何%になるのか。また、このパーセントの決まり方というんですか、こんなことも明らかにしていただけたらと思います。

それから二つ目ですけれども、環境調査委託についてということで、一つは有害大気汚染物質測定業務委託というのをされています。8 月 31 日～9 月 5 日の TVOC に対する 6 物質の測定結果というのは、敷地境界で TVOC に対して 1.5%～5.6%です。チャンバー室では 0.1%～0.2%です。また、3 月 8 日～13 日の同様の測定結果は、敷地境界で 2.8%～5.5%、チャンバー室で 0.1%です。圧倒的に分からないままなんです。多くは未知物質のままです。この調査の目的は何なのか、明らかにしてください。

二つ目です。T V O C 検討分析調査業務委託についてですけれども、8月31日・9月1日・2日と3月8日・9日・12日の2回、チャンバー室内空気のT V O C の30分測定とブタン等の濃度測定を行って、それぞれ9月9日・10日・13日、3月10日・11日・14日にT V O C 検討分析調査を行っておられます。調査結果から「本組合施設から排出される構成物質を調査した結果、イソブタン・ノルマルブタン、イソペンタン、エタノールが大部分を占めている。また、これらの物質は、健康影響が懸念される物質ではない」としておられます。しかし、本組合が意見書執筆を依頼した圓藤教授は「揮発性有機化合物（V O C）は光化学大気汚染の原因であり、健康を保護する上で重要な物質が含まれており、基準が設けられている」と述べています。

環境基準値や指針値がないブタン等を測定された目的は何ですか。これを明らかにしてください。

また、T V O C からブタン等の濃度を引いても、1 m³当たり 813 μg、あるいは同じく 1 m³当たり 1148 μg、1340 μg、281 μg、370 μg、111 μg と未知の有害物質の可能性はかなり残っていると考えますけれども、その点はどうか考えておられるでしょうか。

次に、主要な施策の成果についていろいろな資料をちょうだいしています。稼働状況について次のように述べています。見学者数ですね。学校関係（児童）の見学者が 1788 人となっています。行政区別の人数を明らかにしてください。また、4 市の年度当初の校長会などをお願いに行っていますけれども、裁判やその後の現在に続いている公害等調整委員会で重大な公害事件として取り扱われている現状をもっと真剣に考慮した慎重な対応が必要と考えます。見解をお聞きします。

最後に、T V O C 等環境測定結果、排出空気監視モニター一覧表についてですけれども、2011 年度の 1 年間の排出空気監視モニター一覧表をいただいています。本施設に対する大気汚染防止法などの安全に対する基準の制定はありません。そうしたことを踏まえて、建設にあたって専門委員会がつけられ、植田委員、柳沢委員の 2 人の反対意見があったにもかかわらず、活性炭を使うことで T V O C の 9 割を除去できるから「安全」と、実験結果を踏まえ、1400 μg / m³を参考値として住民向けの電光掲示板に表示をしてきた経過があります。1 年を通して、1400 μg / m³に収まった日は、わずか 5 日間だけです。それどころか、最大値が 1 万 μg / m³を超える日が 93 日もあります。さらには毒性が強いトルエンが 1000 μg / m³を超える日が 78 日もあります。専門委員であった中室教授などは、こうした現状を検証する責任を感じておられないのか、私は疑問に思います。4 市組合としても検証を専門委員会に求めるべきではないかと

考えますが、答弁を求めます。

○議長（松浦 幸夫君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） まず予備費の関係で、先ほど廣岡議員にご答弁させていただいた内容が早口だということでしたので、まずこの関係でご報告させていただきます。予備費 118 万 3460 円の充当先及び充当理由につきましては、公害等調整委員会に係る原因裁定申請に要した経費として、学識経験者の意見書執筆謝礼 15 万円、弁護士旅費 12 万 4400 円、原因裁定申請事件の訴訟委任に係る着手金 41 万 2043 円、非常勤職員費用弁償 6 万 1080 円でございます。また、派遣職員人件費追加として 43 万 5937 円となっております。予備費につきましては、各執行費目に割り振っております、予算執行をしております。

続きまして中谷議員のご質問に順次お答えいたします。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が定めたペットボトル有償入札拠出金収入の平成 23 年度落札金額は 5 万 9299 円、平成 22 年度落札金額は 3 万 2686 円となっております。落札金額が増額となった理由は、協会によると再生フレークの販売価格上昇の影響を受けたものと推察されます。

次に、原因裁定申請に係る意見書執筆謝礼については、公害等調整委員会第 1 回審問において、申請内容が専門的であるため、同委員会が「有機化学、大気汚染、環境医学」の専門委員を選任し、審理を行うことから、本組合としてもそれぞれの分野に係る専門家 3 人に執筆を依頼したものでございます。それぞれ 5 万円でございます。

次に、委託料 53 万 7400 円の内訳については、委任弁護士への着手金 41 万 3000 円及び東京で開催された審問出席に伴う実費 12 万 4400 円でございます。

次に、例規集追録については、単価 130.62 円、部数 50 部、追録ページ数は 52 ページでございます。随意契約でございます。

また、パンフレットについては、単価 26.25 円、部数 5000 部、ページ数は両面印刷の 2 ページでございます。

次に、容リ協が再商品化事業者に支払う再商品化委託料のうち、小規模事業者分として市町村が容リ協に負担する割合は 1%でございます。

次に、有害大気汚染物質測定業務委託の目的は、リサイクルプラザの敷地境界及びチャンバー室における環境基準・指針値を有する V O C、アルデヒド類の測定を実施し、施設から排出される大気環境を把握することでございます。

次に、ブタン等を測定している目的は、T V O C の組成割合を明確にするためです。

また、敷地境界における施設稼働前後のTVOC調査によると、稼働後の測定値のほうが低いという結果が出ており、有害物質による影響は認められないと判断しております。

次に、見学者数の内訳は、枚方市 270 人、寝屋川市 648 人、四條畷市 404 人、交野市 346 人及び堺市 120 人でございます。また、施設見学につきましては、子どもたちにリサイクルの大切さを伝える重要な施策であると考えておりますので、今後とも継続して実施してまいります。

次に、専門委員会報告については、適切な判断がなされていると理解しており、検証を求める意向はございません。以上でございます。

○議長（松浦 幸夫君） 中谷議員。

○9 番（中谷 光夫君） 2 回目の質問をさせていただきます。

ちょっと私のほうがのんびりしておって十分記録ができてないんですけども、お答えいただいてありがとうございます。今答えられた中で、私は印刷費ですね。これちょっと高過ぎるんじゃないかというふうに思っています。

その前に原因裁定申請に要した事務費ということですけども、これ裁判と同じような考え方に立つというふうに思いました。そういう意味では 3 人の執筆者、専門的な内容だからということで意見をもらったということですが、健康被害の訴えが出ているという現実があるわけですから、その解決にどう向かうかというのが本来の自治体の役割じゃないかな。そういう意味では近藤先生は、接地逆転形成時には TVOC 濃度の上昇は当たり前のことだというようなこともおっしゃりながら、市役所局との違いについて触れておられない。あるいは圓藤先生についても、現在の知見で今の現実を否定するのみで、今訴えられておる事実に対してどう説明、解決していくのかということでは、私は学者としてこういう検証を出す上でも問題があるかというふうに感じました。中室先生ですけども、疫学調査は無効だというふうにおっしゃっているんですけども、その中で本件施設の反対側、東側に発生源があるというふうにおっしゃっているんですね。その証明はされてないように思いました。先ほども専門委員会の委員として本施設が安全だということに関わってこられた方ですから、私はやっぱり改めてそういう安全だという報告を行った専門委員として、報告と全く違うような今日の実態について改めて責任を取るという、それこそが大事じゃないかなというふうに思っています。そういう意味ではこの 3 人の執筆者の意見書については、私は賛成できないというふうに思っています。

それから分別基準の適合物再商品化委託の金額の割合のものです。これ 1% といいますが、その決まり方ですね。この説明がなかったと思いますので、再度お願いをしたいというふうに思います。

それから大気環境の調査なんですけれども、一方で基準値や指針値があるもので今の大気環境を調べるというふうなことをおっしゃりながら、もう一方では第 1 回目の質問でも申し上げたように、基準値や指針値がない物質を組成分析としてやっておられるんですね。それじゃ、なぜその他の未知の物質、組成分析やらないのか。この点について改めてお聞きをしておきたいというふうに思いますし、安全だとおっしゃいましたけども、最大で 3 万を超えるような時だってあります。そんな中でトルエンだけでも 5000 をを超えるような時もあるわけで、ブタン等がその時にどれだけの割合を占めておるのかというのは、これはずっと連続的にされておるわけではありませんから、そんな時にブタン等の割合が高いから安全だなんてことを、このトルエン等の特性から考えたら、どんなふうなことからおっしゃってるのか全く分からない。そういう意味では改めて安全だというふうに言われる根拠をもう一度お聞きしたいというふうに思います。

それから見学の問題ですけれども、健康被害の訴えがある現実を踏まえれば、子どもたちに一方的な情報を刷り込むようなことは、これは教育の根本を歪めることに繋がりますから、これは学校を通じての児童の見学というのはやめるように私は見直しを求めたいと思うんですが、改めて見解をお聞かせください。

それから施設の安全性に関わる現行表示板の参考値の見直しですけれども、当初の $1400 \mu\text{g}$ をいつの間にか、全く健康に問題ないというふうなことの基準ではない基準を持ち込んできて、労働環境の基準を持ち込んできて、 $21 \text{万} 5200 \mu\text{g}$ ですか、もうとんでもない、それこそ詐欺のようなことをやっておられるんですけども、なぜ専門委員会に再検証を求めないのか。現実が専門委員会の報告と大きく異なる事態なのに、なぜ求めないのかというのがよく分かりません。そういう意味では健康被害をこの施設からかどうかということで争っている現実はあるでしょうけれども、しかし現実には廃プラ施設が出来てから民間と、さらにはこの 4 市の施設が出来てから健康被害が、これまで経験したことのない健康被害が起こったという訴えがあるわけですから、当然そういうことに真摯に対応していくのが事務組合であっても自治体としてのあり方ではないかなと思いますから、改めてなぜそういう安全性の再検証をしないのかともう一度答弁を求めます。

○議長（松浦 幸夫君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） まず印刷費の件でございます。平成 22 年度条例、規則に関しましては、たくさんの条例、規則の改正が行われました。それによりましてページ数 52 ページという大量なページ数になったわけでございますが、また、これは印刷費のみではなく、また加除作業、つまり皆様方にお渡ししている例規集の中にあるページ、それを省いてまた新しいものを加えるという作業もございますので、単価としてこのような額になったといったところでございます。

続きまして市町村の分別基準適合物再商品化委託に関してでございます。容器包装リサイクル法におきましては、容器包装のリサイクル費用は特定事業者が負担することと定められておりますが、小規模事業者については再商品化義務の適用は除外されているため、その分市町村が負担することになっております。この負担比率というのは、特定事業者責任比率は毎年国が行っている実態調査と分類調査の結果に基づき決定され、結果的に市町村負担率というものが定められております。

続きましてブタン等の測定をしている理由というところでございますが、先ほどもご答弁させていただきましたように、この TVOC として排出されているガスの中にこういったものが主にあるのだろうかというところで、ブタン等、またイソブタンであるとか、そういった物質が組成割合的に高いということで、今回こういった形のものを出さしていただいております。

あと施設見学の件でございます。我々といたしましてはこのリサイクルの大切さというもの、また物を大切にしようという心、気持ちですね。そういったものを子どもたちに伝えたいという重要な施策であるというふうに考えておりますので、今後とも継続して実施していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松浦 幸夫君） 中谷議員。

○9 番（中谷 光夫君） 3 回目ですからもう具体的に聞くことはしませんけれども、いろいろ答弁いただきながら、やはり周辺住民が訴えている健康被害に真摯に向き合うよりも一路推進の、しかも子どもたちに対するこれは刷り込みまで含めてやるというようなことはやっぱり問題が多いということだけ申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松浦 幸夫君） これにて中谷議員の質疑を終結します。

次に、通告に従い、坂野議員の質疑を許します。坂野議員。

○12 番（坂野 光雄君） 交野市議会の坂野光雄です。私はこの 4 市のリサイクル施設

組合の議員を、施設が稼働する前に議員をさせていただいておりました。そして今再びこの施設組合の議員として交野市議会から派遣されたわけなんですけども、以前の方は施設が建設される。その中で多くの市民の皆さん方が、施設が建設されたら健康に被害を与える影響があるんじゃないかということで大変心配されて、市民運動なり、またいろんな提訴なりということでやってきた。それから随分年月が経つわけなんですけども、今ここに来て、また公害等調整委員会でこういう問題ががたがたがたがた争われなければならないという事態に立っているということが非常に残念であり、また、これを解決しきれなかったこの4市施設組合の管理者のやり方というんか、ほんとにそれでええんかということをお聞きしなければならないという具合に考えております。

私が今回の議案のところで質問をしたかった分は、この公害等調整委員会の原因裁定申請に係る意見書の執筆の問題、また原因裁定に係る委託料としての弁護士への委託、この問題はもう2人の方が質問もされて、大体の内容が分かりました。これは資料としてぜひ3人の先生方の意見書、これはぜひ早急に議会に提出していただきたい。このように要望いたします。

そして一番問題なのは、この公害等調整委員会に対してこの施設組合がどういう立場で臨もうとしているのか。これが一番問題だと考えております。施設組合としての対応方針、これについてお聞きいたします。

そして今までの公害等調整委員会が何回か開かれておりますが、その内容、今までの経過、そして今後の予定が分かりましたらこの場で聞かせていただきたい。このことを要望いたします。

○議長（松浦 幸夫君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 公害等調整委員会に係る施設組合としての対応方針につきましては、控訴審判決にあるとおり、本施設から人の健康に悪影響を及ぼすような物質は排出されていないことから、応訴しております。

また、公害等調整委員会の審査の経過は、これまでに3度の審問と1度視察がございました。今後におきましては、11月27日に4回目の審問並びに来年1月に大気調査が実施されます。公害等調整委員会に対しては積極的な協力を惜しまないものでございます。

また、通告にございましたので、原因裁定申請に係る意見書執筆謝礼につきましてもご答弁させていただきます。公害等調整委員会第1回審問において、申請内容が専

門的であるため、同委員会が「有機化学、大気汚染、環境医学」の専門委員を選任し、審理を行うことから、本組合としてもそれぞれの分野に係る専門家である大阪大学の近藤教授、大阪市立大学の圓藤教授、摂南大学の中室教授に執筆を依頼したものです。

次に、委託料 53 万 7400 円の内訳については、委任弁護士である俵法律事務所への着手金 41 万 3000 円及び東京で開催された審問出席に伴う実費 12 万 4400 円でございます。以上でございます。

○議長（松浦 幸夫君） 坂野議員。

○12 番（坂野 光雄君） 私は控訴審での判決で住民側のほうが操業停止、これを請求したのが、これは棄却された。これが判決であるという具合に考えておるわけなんですけども、今実際に健康被害が起こっているという現実はどう向き合うのかというところが、この施設組合としての立場だという具合に考えるんですけども、健康被害が起こっているというこの認識を施設組合としては持っているんかどうか。このことをお聞きいたします。

○議長（松浦 幸夫君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 本施設から人の健康に悪影響を及ぼすような物質は排出されていないという認識に立っております。

私先ほど答弁いたしましたように、健康被害を及ぼすようなガスは出ていないということがそういった内容でございます。

○議長（松浦 幸夫君） 坂野議員。

○12 番（坂野 光雄君） 私が聞いているのは、施設組合がその原因で健康被害が発生しているかどうかということを知っているんじゃないかと、寝屋川のこの周辺、太秦近辺とかそういうところに健康被害が、今 1000 名近くの健康被害者が生まれているという具合に知っているわけなんですけども、この寝屋川のところに、その地域に健康被害の方が 1000 人、数は別として、健康被害の人が多発しているかどうかということの認識を持っているんかどうかが、ここが知りたいんです。この健康被害が発生しているかどうかと、この認識、これを知っているのかどうか。これについてお聞きしているわけなんですけど、どうですか。

○議長（松浦 幸夫君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 我々といたしましては、住民の皆様方がニュース、廃プラウオッチングニュース等を出しておられる。そういったニュースに関しましては、我々としましてもキャッチしております。そういった認識でございます。

○議長（松浦 幸夫君） これにて坂野議員の質疑を終結します。これをもって質疑を終結します。

これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） 認定第1号 2011年度（平成23年度）北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定に反対の討論を行います。

民間であれ公共であれどんな事業にも従業員と住民の命、健康、安全を最優先することが求められます。施設周辺の自治会住民が杉並病の事例から周辺住民が健康被害の発生を恐れ、予防原則の考えから民間工場の操業停止、4市組合の本施設の建設停止を求める裁判を起こしました。その後裁判では、操業開始以降に健康不調を訴える住民が多数生まれ、現実起きた健康被害の認定をめぐる争いにもなりました。裁判所は不当にも健康被害の訴えに対する行政の不作為を免罪し、やむなく住民側が行った調査の不十分さを理由に住民側の訴えを却下しました。しかし、どんな判決が出ても二つの廃プラ施設が出来て以降に、それまで経験したことがない健康被害を訴える住民が多数存在する事実がなくなるものではありません。今、住民は高裁判決後、公害等調整委員会に原因裁定を求めて申請し、イコール社や4市組合が裁判で決着済みと住民の申請却下を公調委に求めましたが、異議を却下され、審理が行われ、今月27日には第4回目の審問が予定されています。公害事件の解決を目指す公調委が重大事件として位置付けている寝屋川の二つの廃プラ処理施設による健康被害の訴えに対して、住民の命、健康、安全に第一義的責任を持つ自治体が真摯に向き合うことは避けて通れない責務です。特定業者の利益を住民の健康に優先することは、自治体の本来の役割、責務を放棄するものであり、絶対に許されないことです。残念ながら質問を通じて明らかになったように、深刻な状況が広がっている住民の健康被害の訴えに応えるどころか、有害化学物質の発生を否定できないにもかかわらず、廃プラ処理による健康被害の訴えを科学的根拠なく全面否定する態度に終始しています。その姿勢が決算全体にそのまま反映されています。北河内4市リサイクル施設組合として行うべきは、一旦操業停止をして、健康被害の訴えの事実の解明に力を尽くすことです。そのことを指摘し、討論とします。

○議長（松浦 幸夫君） 他に討論はありませんか。坂野議員。

○12番（坂野 光雄君） 私は住民の健康被害に背を向けてきた平成23年度決算に反対をいたします。以上です。

○議長（松浦 幸夫君） これをもって討論を終結します。

これから認定第1号を起立により採決します。本件は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（松浦 幸夫君） 起立多数であります。よって本件は原案のとおり認定されました。

日程第5、一般質問を行います。なお、質問者の質問時間には15分以内という時間制限の申し合わせがあります。また、発言回数は3回までですので、念のためにお知らせします。ただいまから順次、質問を許します。まず廣岡議員の質問を許します。廣岡議員。

○6番（廣岡 芳樹君） それでは一般質問の機会を与えていただきまして御礼を申し上げます。通告書に従いまして一般質問を行います。

1. 換気設備及び排気浄化用活性炭の処分に係る仕様についてお伺いをいたします。この質問につきましては、私は初めて当組合議会議員に就任をさせていただいた折に、最初の一般質問としてお伺いをいたしました。一定のご答弁はいただいておりますが、当時は施設として第1回目の活性炭の交換が済んだところでありまして、施設の施工者の新明和工業の責任で実施したとのことでありました。同事業の仕様については、その後作成をしていくということでありましたので、お伺いするものであります。詳細にお答えをいただきたいと思っております。行政機関が行う事業から排出をされるいろいろなガスを吸着した活性炭の処理は、環境にとりましてより確実に安全な処理が必要との思いから質問をするものでございます。

2番目、第二京阪道路事業と環境影響対応についてお伺いをいたします。この質問につきましても、これまで幾度となく同僚議員から質問が行われておりまして、私も以前にも質問をさせていただいております。以前の質問に対しては、「第二京阪道路との大気汚染の複合的な影響についてでございますが、私どもの施設稼働による影響による環境への影響につきましては、先の生活環境影響調査におきましてもほとんど影響はないとの結果を得ております。現況を悪化することはないと認識をいたしております」。また「本施設の稼働に伴い、生活環境につきましては状況を悪化させることはないとの認識をしております。第二京阪道路供用開始に伴う複合的な影響評価につきましては、道路事業環境担当部局との協議は行っておりません」との答弁があります。再度、組合としてのこのことについての見解をお伺いをいたします。

3 番目、平成 24 年度の当初予算で議決をされました債務負担行為「北河内 4 市リサイクルプラザ施設総合管理委託」及び「北河内 4 市リサイクルプラザ運転管理等業務委託」の執行状況及び議会への報告についてお伺いをいたします。

4 番目、先ほどからも質疑が行われておりますが、また先の幹事会において説明資料として配布されました「主な事務の報告と今後のスケジュールについて」においても、その 8 番として「公害等調整委員会について」と題しまして、11 月 27 日に審問及び現地事実調査の開催が報告をされています。これらの会議については公開で実施をされるのでしょうか。また、公害等調整委員会の審査について、管理者及び副管理者についてはどのようなご議論をされているのでしょうか、お答えを願います。

以上、1 回目の質問といたします。

○議長（松浦 幸夫君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 廣岡議員の質問に順次お答えいたします。

使用済み活性炭の処理方法につきましては、委託業者において、水蒸気等で加熱処理を行い、そこから排出されるガスを排ガス処理装置で浄化した後、活性炭本体は再利用していると聞き及んでおります。

次に、本施設から排出される TVOC と第二京阪道路との環境影響につきましては、本施設の敷地境界で測定される TVOC 量は、本施設稼働前より少なくなっており、第二京阪道路での窒素酸化物との影響はないものと考えております。

次に、施設総合管理委託及び運転管理等業務委託の執行状況につきましては、平成 24 年 10 月 12 日に第 1 回北河内 4 市リサイクル施設組合契約事務審査委員会を開催し、契約方法等について論議しております。なお、契約者等が確定した段階で議会に報告させていただきます。

次に、公害等調整委員会審問につきましては、公開でございますが、傍聴人の数に制限がされております。

また、公調委での本組合の対応方法は、基本的な主張方針について、いわゆる応訴の際に管理者及び副管理者の決裁を得た上で、具体的な主張内容は、事務局と委任弁護士との間で協議を行い、提出書面等の作成や審問の場での対応をしており、適宜、管理者及び副管理者に審問経過等を文書及び口頭により報告しております。以上でございます。

○議長（松浦 幸夫君） 廣岡議員。

○6 番（廣岡 芳樹君） ご答弁ありがとうございます。活性炭の処理なんですけど

も、前からそういう蒸気で洗浄してやっておるということはお聞きしておったんです。それを再利用しているという今ご答弁やったんです。その辺についてほんまに影響がないんか。私この質問をしたのは、高名な物理学の科学者と話をしておった時に、こういうやつの処理がやっぱり大事なんだと。きっちり処理をしないと、また環境に影響を及ぼすというご意見を聞いたものですから、それをまた再利用をするというご答弁やったんで、その再利用しても安全やという確認はされてるんかどうかということでございます。

第二京阪については、今後もまたちょっといろいろと私も調べていきたいなと思います。

それと債務負担行為でそういう契約事務を進めていただいております。それは3年前と同じような形態だと思います。いろいろと議論がありました。ですから適宜その進捗状況については議会への報告をお願いしたいと思います。

私は市のほうでも言っておるんですけども、債務負担というのは予算の一つの形態であります。ですから、どこでも決算は主要な施策の報告書が出ているんですけども、寝屋川市においても債務負担行為についての決算報告はありません。ただ、決算というのは予算の執行状況でありますので、債務負担行為についてもやっぱり来年度の決算からその主要な施策の状況報告書には入れていただきたいなと、これは要望をしておきます。

公害等調整委員会については公開でされておるということなんで結構でございます。管理者、副管理者等にも適宜、情報を的確に上げておるということなんで、我々議員としても情報の共有だけはさせていただきたいなと思ってますので、今お聞きした活性炭の再利用のことについてだけお聞きして、私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（松浦 幸夫君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 活性炭の再利用したものに関してのことでございます。

我々、活性炭購入する際に、活性炭についてはリサイクル処分すること、それを証明する書類を提出するものとする明記しております。それによりまして昨年度で言いますと23年8月31日付けで活性炭有効利用証明書の提出がありまして、その有効な報告を受けております。我々はリサイクル品として販売されていることから性能が保証されているものと認識しております。

あと債務負担行為の件でございます。こういったものに関しまして決算報告の中に

表れてないじゃないかというご指摘でございます。我々としましてはより分かりやすい報告書等を目指していくということはもちろんのことでございますので、そういったことは検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松浦 幸夫君） これにて廣岡議員の一般質問を終結します。

次に中谷議員の質問を許可します。中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） 一般質問を行わせていただきます。

住民が予防原則の立場から施設建設と操業の停止を求めた裁判は、廃プラ施設の操業に伴って発生した住民からの健康被害の訴えを受けながら、行政がその解決のために何の対策も取らないことを免罪し、行政の不作為からやむなく住民側が専門家の協力を得て行った健康調査や大気環境調査、医師の診断などを全く認めない不当な判決を行いました。

住民は昨年3月に国の公害等調整委員会に「原因裁定」の申請を行いました。公調委は、イコール社や4市組合の「裁判で決着済み」だから「申請を認めるな」との主張を却下し、重大な公害事件として審問、調査を行っています。第3回目の審問は大阪で行われ、11月27日には第4回目の審問が大阪で予定されています。以上の経過、状況を踏まえて質問します。

最初に健康被害についてです。民間工場とその後建設された4市組合の本施設の二つの廃プラ施設が出来てからの健康被害の実態に基づいて質問します。

今回の質問にあたって、今年86歳のYさんに現状をお聞きしました。民間工場が出来た当時、よく犬を連れて散歩しておられました。以前お聞きした時に、それまで元気そのものだったYさんは、工場近くを通ると涙が出てくる、痒くなる、その後、鼻水がよく出るようになり、夜に咳が出るようになった、と訴えられていました。久しぶりに訪ねたお話では、好きな旅行、写真を撮る楽しみは、この1、2年行っていない。また、食事が進まなくなり、10数kgも痩せた。最近になって4kgほど増えて少し回復した。廃プラのせいとは思いたくないけれど、と言われました。「湿疹などは大丈夫ですか」とお聞きすると、シャツを捲り上げて両方の腕を見せてくださいました。「どこも打った覚えがないけれど」と、内出血したような濃い赤紫の大きな湿疹を示されました。これまで湿疹ということで見せていただいた何人もの方と共通する症状でした。

廃プラによる健康被害を訴える方に共通する症状は、空気に触れる喉や鼻、眼、皮膚などの粘膜刺激症状、さらには重症化している方は、有害な空気を吸い続けること

からくる中枢神経に関係する症状が起きていることです。一般的に見られるこうした症状から健康被害の実態を明らかにするためには、疫学調査しかありません。もし、住民側が行った調査が信頼できないというなら、行政が疫学調査を行うのが筋ではないでしょうか。健康被害の訴えがある事実は認めながら、健康調査は全く行わないで、廃プラによる健康影響、健康被害を全面否定する態度は、住民の命・安全・健康を第一義的責務とする自治体の役割を投げ捨てるものではないでしょうか。

この間、4市組合事務局は、運転管理等業務を委託している大阪東部リサイクル事業協同組合に、本施設で働く従業員の健康アンケート調査を依頼して、誰ひとり健康異常を訴える者がいなかったことを、住民の訴えを否定する根拠にしてきました。しかし、大阪東部リサイクル事業協同組合は、イコール社の設立に当初から関係してきた廃プラ事業の利害関係者です。疫学調査の専門家にもよらない、また、医者診断にもよらない、使用者に盾突くことができない従業員アンケートには全く信憑性が無いと言わなければなりません。

津田敏秀教授らによる3度の調査、解析では、比較対象地点と比べて、症状によって何倍も違う有病率が明らかになっています。また、廃プラ施設を曝露源とした時に、有症率とあまりにも明らかな相関関係があることも示されています。そうした結果を否定するのであれば、行政が責任を持って疫学調査を行う以外にないと考えます。答弁を求めます。

次に、容器包装プラスチックのリサイクルのあり方についてです。日本容器包装リサイクル協会の2011年度の再商品化事業者の落札結果を見ました。大阪府だけでも多くの事業者の名があります。全国的には数百の事業者があると思われれます。4市組合に関係するのは、ペットボトルを都市クリエイト株式会社にトン当たり5万9299円で600トン売っています。3557万9400円の収入です。プラスチック製容器包装の再商品化は、お金を払って受け取ってもらっています。新日本製鉄株式会社にトン当たり4万573円、1919トン、7785万9587円です。株式会社エコパレット滋賀にはトン当たり3万450円、500トンで1522万5000円です。株式会社リサイクル・アンド・イコールにはトン当たり8万円で8064トン、6億4512万円です。雨後の竹の子のように事業者が増え、質を問う必要が生まれてくるはずだと思いました。イコール社では、2010年度実績として、受入量9307トン、処理量9336トン、再商品化量4666トン、再生パレット製造量35万3152枚としています。単純に1枚600円として、パレットがすべて売れば、2億1189万1200円の収入です。単純に再商品化の受け入れと合

わせて8億5701万1200円の収入になります。健康被害を引き起こしている訴えがありながら、こうした多額のお金を使って、プラスチックのリサイクルの中でも最も有害化学物質の発生を伴う材料リサイクル優先のあり方は根本的に見直すべきではないでしょうか。国の問題だと逃げずに、4市組合として明確な見解を答弁してください。

次に施設の安全性についてです。TVOCの最大値が $9780\mu\text{g}/\text{m}^3$ の時に、トルエンの最大値が $5330\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっています。先ほどもブタン等の割合を含めながら健康影響に心配ない物質が多いというお答えがありましたけれども、9780に対する5330のトルエンというのは、あまりにも高いと言わざるを得ません。先ほどの調査あるいは答弁では全く合わない事態があるということを最初に訂正含めて申し上げておきます。

議案質問でも述べましたが、本施設には国の安全基準はありません。そうした事情から、専門委員会がつくられ、建設にあたって「施設の安全性」の検証が行われました。しかし現実には、あまりにも専門委員会の検証、報告と掛け離れています。「施設の安全性」の再検証が求められています。健康影響がないことを示す基準ではない「排出基準値」を専門委員会の参考値に変えて住民向けに表示することは欺瞞です。国に安全性の検証を求めるとともに、4市組合として、専門家の力を借りて十分な検証調査を行うよう求めます。

また、住民が訴えている健康被害に関係する大気環境調査では、接地逆転層の形成と有害化学物質の住宅地への到達が提起されています。この点では、公調委が調査するとしていますが、4市組合としても十分な調査、検証を行う必要があると考えます。答弁を求めます。

以上、1回目の質問とします。

○議長（松浦 幸夫君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 中谷議員の質問に順次お答えいたします。

疫学調査については、何度もご答弁いたしており、二つの廃プラ施設から人の健康に影響を及ぼすような物質は出ていないことや環境保全対策に万全を期していることから、その実施の必要はないと考えております。

次に、容器包装プラスチックのリサイクルのあり方については、現在、容り法の改正に向け国において見直し作業が行われておりますが、その見直し作業の中でも材料リサイクルの有用性が否定されるような論議はないと聞き及んでおります。なお、材料リサイクルによって人の健康に影響を及ぼすような有害物質が発生するとは考えて

おりません。

施設の安全性については、専門委員会からも施設の維持管理にはTVOCの概念を進めるべきとの報告を受けておりますので、今後とも継続してTVOC及び大気汚染防止法における環境基準4物質、アルデヒド類2物質の測定を行うとともに、施設の運転管理には万全を期してまいります。以上でございます。

○議長（松浦 幸夫君） 中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） 一つは、私、長野さんという、命と環境ネットワークというNGOを立ち上げて、4市あるいはイコール社の健康影響をめぐる問題にも関わっておられる方の調査を紹介したいと思うのですが、全国平均値ですね、ベンゼン $1.1 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、4市組合の敷地境界が2.1ですね。もう物質、6物質に限られているので見ていきたいというふうに思うのですが、ホルムアルデヒド、全国平均値は2.6です。4市組合の敷地境界は6.6、それからアセトアルデヒド、全国平均値2.2に対して7.3です。それからトリクロロエチレン、全国平均値が0.47に対して2.5、テトラクロロエチレン、これは0.22に対して1.5、ジクロロメタン1.6に対して6、これ全部、全国平均に比べて高い数値なんです。健康被害を否定するならば、これ健康被害がないという、そのことの証明以外に反論にならないんですよ。物質出してないなんて、そんなことで健康被害の訴え否定することはできないというふうに思います。

野田市は民間の柏廃材センターが移ってきて、周辺の人から訴えがあった時に、野田市長あるいは野田市議会全部一緒になって公調委への訴えなんかもお金を出して応援するという、こういう対応をしてきました。被害訴えている人数は、この4市組合施設周辺の住民の訴えよりもはるかに少ない人数です。そういう例もあることを申し上げておきたいというふうに思います。

それから杉並病の公調委裁定、これはもう時間の関係で繰り返しませんけれどもね。従来から知っておられると思います。なぜ化学物質が、これが原因でこんな被害になっているという、その証明ができなくても、被害そのものを認めただけです。因果関係を肯定をしたんです。そういう杉並病と共通する事例だということ、これ改めて認識あるかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから容器包装プラスチックのリサイクルのあり方については、この有害化学物質の発生そのものは否定されるんですか。否定されないとすれば、健康被害の訴えがあるとこととの関係は、やっぱり科学的な証明が必要だと思います。

それから経済の非効率の問題、先ほど申し上げました。そういう意味では同じリサ

イクルでもほかのもっと経済効率の高い、しかも健康被害の心配のない、より安全性の高い方法も提起されているわけで、これは国がそういう考え方をとっていないからということで、寝屋川でこういう訴えがある現実から逃げてはならんというふうに私は思います。改めてごみ収集と分別、処理は各自治体の仕事でもありますからね。それとの関係でお答えを求めたいというふうに思います。

それから施設の安全性ですけども、これは健康被害の訴えや予想外のTVOCの高い濃度が毎日のように続いておるわけですね。専門委員会報告と大きく食い違う実態があるのに再検証をしない理由はどこにあるのか。全く答えになってないと思いますよ。また、住民の訴えになぜ応えないのかね。公調委が調査を行おうとしていますけれども、住民に直接責任を持つ当事者として、公調委の調査に積極的に協力する。そして4市組合として寝屋川市などと協力して十分な調査、検証を行うというのは当然じゃないかと思うんですが、改めてこの点についてお聞きします。

○議長（松浦 幸夫君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 何点かございましたので、まず全国平均、ベンゼン等のデータを議員おっしゃられておりました。その詳細のデータは今私のほうでは持ち合わせていないんですが、我々としましては4物質、またアルデヒド類2物質の調査を年2回させていただいている中で、その値はすべて環境基準、指針値以下であるといったことをございます。

また、野田市や杉並の関係のことも言うておられましたが、その関係につきまして、野田市の場合は、あれは産廃工場というところで、我々の扱っているものとは全く違うものであるということをございます。

3番目に材料リサイクルにつきましての考えですが、国の産業構造審議会と中央環境審議会は平成22年の10月にライフサイクルアセスメント等視点を踏まえまして、容器包装リサイクル法の次期見直しを2013年度までに材料リサイクルの優先的取り扱いを継続するという取りまとめを公表されておりますので、現在のところそういったところをございます。

TVOCが高い値が続いているではないかというご指摘もございました。本組合といたしましては大気汚染防止法の適用対象の施設ではございませんが、やはり住民の心配と言いますか、健康を第一と考えて年2回の環境測定を実施しておるといったところでございます。

また、最後に公調委関係でございます。もちろん公調委の大気調査や気温調査、風

向調査という調査が今後もされるということでございますが、我々としては行政として協力していくという姿勢でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松浦 幸夫君） 中谷議員。

○9 番（中谷 光夫君） 先ほど来から申し上げておるように、公調委は重大な公害事件として受理をして行っておるんですね。しかし、協力していくと言うけれども、やっておられることは、そういう訴えを全面否定する、そういう意見書の提出であったり、あるいは求められている健康調査ね、これ年間 3000 万円の公調委の予算しかない中で、聞くところでは 1000 万円この 4 市あるいはイコール社にかかる、この寝屋川で起こっている健康被害の事件に使っているというふうにもお聞きをするんですけども、寝屋川市として先ほど来申し上げているように、健康被害の訴えがある事実までは、これは否定できないと思うんですよ。その事実があるのに、否定するのに健康調査を全くやらないで、本件施設からは健康影響のあるようなそんなものは発生していないと言われるんだけども、これ先ほどもトルエンがこんなに出ておるということを申し上げました。そういう有害な化学物質が発生しているというこれもまた事実があるわけですね。それぞれの物質が単独で健康影響を与えておるわけじゃないんですよ。いろんな物質が、それこそ杉並病でいうと 2 千数百万も化学物質の数あるんだということも言ってますよ。このイコール社と 4 市施設でどれだけの種類か、そういうこと調べてないから分からないと思うけども。しかし、ピークを示すものだけでも調べることはできるわけですね。何種類あるのかと。そのどれが悪い影響を与えているかなんてことは調べてもないんだから、全部ね。そういう意味で全部調べないで、なぜそういった健康影響を与えてないという結論になるのか。これは一番優先しなければならん住民の命や健康や安全に真摯に向き合うという態度ではなくて、なんかもうこの事業の最初にやった特定業者の利益ありきという、その姿勢がいまだに変わってない。改めて自治体本来の姿勢に戻って、健康被害の解決に真摯にそれこそ力を尽くされるよう、公調委のこの事件に協力を、それこそ被害解決の立場から協力されるように求めて、私の質問を終わります。

○議長（松浦 幸夫君） これにて中谷議員の一般質問を終結します。

次に坂野議員の一般質問を許します。坂野議員。

○12 番（坂野 光雄君） 交野市議会からの坂野です。

私は交野市に住んでおります。交野から回収され、ここに収集されている廃プラによって、施設周辺の寝屋川市民の方が健康被害に遭われて非常に申し訳ないなと思っ

ております。一刻も早く解決してほしいと思っていました。ところが最近、この二つの廃プラ処理施設に近い交野市の星田西・星田山手地域に住んでいる方からも寝屋川と同様の健康被害を訴える方が今出てきております。星田西・星田山手地域も廃プラ処理特有の独特のにおいが漂っている時が多々あります。においがあるということは、廃プラ処理時の化学物質もこの場所に到達しているということが言えます。星田西地域で寝屋川の健康被害を受けている方たちが使っている健康調査アンケートを持って10人の方とお話すれば、半分の方が健康被害の症状を訴えられたと聞いております。星田山手にお住まいの女性の方は、2年前から咳がひどくなり、痰が絡むようになり、薬を飲んでも治らない。アレルギーの検査しても何も出てこない。困っておりました。寝屋川で健康被害の対応に当たっている真鍋医師に健診してもらったところ、寝屋川の健康被害と同じ化学物質によるものと診断がされました。交野市民の中でも発病している。これを放置すればさらに広がってまいります。よって北河内4市リサイクル施設組合として、交野市域内の市民に対し次の対応を求めるものです。

一つ目は、健康被害を被っている方から、健康被害の訴えを聞く場を設定すること。二つ目には、交野市の星田西・星田山手地域を中心として、市民の健康アンケート調査を実施すること。この二つを要望いたしますが、いかがでしょうか。

- 議長（松浦 幸夫君） 高田事務局長。
- 事務局長（高田 哲治君） 健康被害の訴えを聞く場を設定すること及び健康調査アンケートについては、本施設から人の健康に悪影響を及ぼすような物質は排出されていないことから、実施する意向はございません。

- 議長（松浦 幸夫君） 坂野議員。
- 12番（坂野 光雄君） 排出されているか排出されていないか分からないでしょう。裁判で争ったのは寝屋川の市民ですよ。交野市民は裁判で争ってないんです。争ってもないことを何であんた分かるというんですか。まずその点をお聞きいたします。

それから、これも環境施設なんですね、4市のリサイクル施設というのは。こういう環境施設から健康被害はあってはならないと考えます。廃プラの処理過程で多くの種類の化学物質が発生しますが、その多くの物質の毒性などがまだ解明されていないと言われております。廃プラの処理過程からの化学物質による健康被害は、寝屋川病とも今言われております。寝屋川病というこの不名誉な健康被害を解決するために、施設組合として原因の解明に協力していく立場が求められております。原因の解明が遅ればさらに深刻な事態、また広い範囲での健康被害が起こることになってくるで

しょう。交野市にも広がっている事態を受け、施設組合として、まず周辺住民を対象とした健康調査を行うことを再度求めます。

先ほど健康被害があるのかどうかという認識を問うた時に、健康被害はニュースで知っているという答弁でしたが、ニュースを読んだんだったら、その人のところに行ってほんとかどうか聞くというのが、これが当たり前のやり方じゃないですか。ニュースで聞いて、放っとく。これはもってのほかのことじゃないですか。これは事務局だけじゃないですよ。管理者もそうやし、副管理者もそうです。裁判所はすべて正しいんでしょうか。今、裁判の判決で再審請求が行われて、問題があった、誤りがあった、そして無罪になった、こういう事例が多発しているじゃないですか。裁判所の判決がすべて正しい。それじゃ今の健康被害は救われないじゃないですか。どうやってこの健康被害を救うのか。その原因は何か。このことを一緒になって原因の解明に当たっていく。これが施設組合の立場であると考えます。答弁を求めます。

そしてもし、これが今のような施設組合が立場を取っており、これが長引き、そして結局最後には、これが施設組合からの原因物質が排出されていた。そのことが明らかになれば、年が経てば経つほど賠償金額が増えるんですね。このお金を誰が払うか。4市の市民の税金から払うことになるんです。事務局だけじゃなく各4市の市長、その賠償金を税金から払うという、こういう事態も想定して、この問題の解決に当たる。そのことをぜひ求めたい、このように考えます。以上です。

○議長（松浦 幸夫君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 健康被害についてのご質問でございますが、ニュース等で湿疹等の症状が訴えられておられるというふうな記事は見て承知しておりますが、本組合施設から排出空気につきましては、活性炭を通過させて排出するなど環境保全対策には万全を期していることから、周辺住民の健康に影響を与えるとは考えてはいたしません。以上でございます。

○議長（松浦 幸夫君） 坂野議員。

○12番（坂野 光雄君） 今のような立場であつたらほんとに解決の道を自ら閉ざしている。これ管理者それでよろしいんですか。最後は市民の税金の投入に、莫大な投入になってくるんですよ。1年延びれば、2年延びればそれだけの損害の賠償の、また被害者を救済するための税金投入が増えてくるんです。そういうことも頭に入れて、そしてもちろん当然すぐに健康被害者の方の健康を回復する。その立場に立つ。このことを4人の管理者、副管理者ぜひとも考えていただく。このことを要望して、私の

質問を終わります。

○議長（松浦 幸夫君） これにて坂野議員の一般質問を終結します。

以上をもって一般質問を終結します。

以上をもって本定例会に付議された事件はすべて議了しました。

閉会に際し、副管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、これをお受けします。竹内副管理者。

○副管理者（竹内 脩君） 平成24年第2回北河内4市リサイクル施設組合議会定例会の閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

ご提案を申しあげました2件の案件につきましては、慎重にご審議をいただき、ご可決及びご認定を賜り厚くお礼を申し上げます。

今後とも、議員各位におかれましては、北河内4市リサイクル施設組合の事業推進のために一層のご指導、ご鞭撻をいただきますようお願いを申し上げます。

秋の深まりとともに、これから寒さ厳しい季節となってまいりますが、議員各位におかれましては、くれぐれもご健康にご留意され、今後ますますご活躍をいただきますよう心よりお祈り申し上げまして、誠に簡単ではありますが、閉会にあたってのお礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松浦 幸夫君） それでは閉会にあたりまして私からもひと言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに無事、平成24年第2回定例会のすべての日程を終えることができました。議員の皆さん、理事者の皆さん及びすべての関係者の皆さんのご協力に心からお礼を申し上げます。

今後とも、管理者をはじめ理事者の皆様におかれましては、引き続き安全には十分留意され、適正かつ円滑な事業の執行に一層の努力をされるようお願いしておきます。

昨今は朝夕の肌寒さが身にしみるようになりましたが、風邪など引かれませんように、どうかお体には十分ご自愛くださいますようお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、北河内4市リサイクル施設組合議会平成24年第2回定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

（午後3時58分 閉会）

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合議会 議長 松浦幸夫

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 上田健二

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 山下幸恵

平成24年11月13日(火)午後2時開会
北河内4市リサイクル施設組合議会平成24年第2回定例会

事件番号	事 件 名	議決年月日	議決の結果	備 考
—	議席の指定			
—	会期の決定	平成24年11月13日	決 定	会期1日間
議 案 第 3 号	平成24年度北河内4市リサイクル施設組合 補正予算(第1号)	平成24年11月13日	原案可決	
認 定 第 1 号	平成23年度北河内4市リサイクル施設組合 歳入歳出決算認定	平成24年11月13日	認 定	
—	一般質問	平成24年11月13日	許 可	廣岡芳樹 中谷光夫 坂野光雄